

食品衛生法等に基づく営業許可申請及び届出等に関する運用内規

令和3年1月25日制定

新保食第727号

令和5年11月24日

改正 令和7年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この運用内規は、食品衛生法（昭和22年法律第233号。以下「法」という。）食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号。以下「政令」という。）、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号。以下「省令」という。）、新潟市食品衛生法施行細則（平成8年新潟市規則第4号。以下「市細則」という。）及び食品表示法（平成25年法律第70号。以下「表示法」という。）に基づく営業許可申請及び届出等に使用する標準的な様式を示すものとする。ただし、本内規で示す様式によらない営業許可申請及び届出等であっても、必要事項が記載されていれば受理するものとする。

(食品衛生管理者の設置等の届書)

第2条 省令第49条第1項の届書は、別記様式第1号によるものとする。

(営業許可申請書及び営業届書)

第3条 省令第67条の申請書及び第70条の2の届出書は、別記様式第2号によるものとする。

(地位継承の届出書)

第4条 省令第67条の2、第68条、第69条又は第70条の届出書は、別記様式第3号によるものとする。

(申請事項等の変更の届出)

第5条 省令第71条の規定による申請事項又は届出事項の変更の届出は、別記様式第4号によるものとする。

(廃業の届出)

第6条 省令第71条の2の届出書は、別記様式第5号によるものとする。

(休業又は復業の届出)

第7条 市細則第11条の届出は、別記様式第6号によるものとする。

(自主回収の届出)

第8条 法第58条第1項又は表示法第10条の2第1項の規定による届出書は、別記様式第7号によるものとする。

附 則

(施行期日)

この運用内規は令和3年6月1日から施行する。ただし、第3条の申請書及び届出書は施

行日前から使用できるものとする。

附 則

この運用内規は令和5年12月13日から施行する。

附 則

この運用内規は令和7年4月1日から施行する。